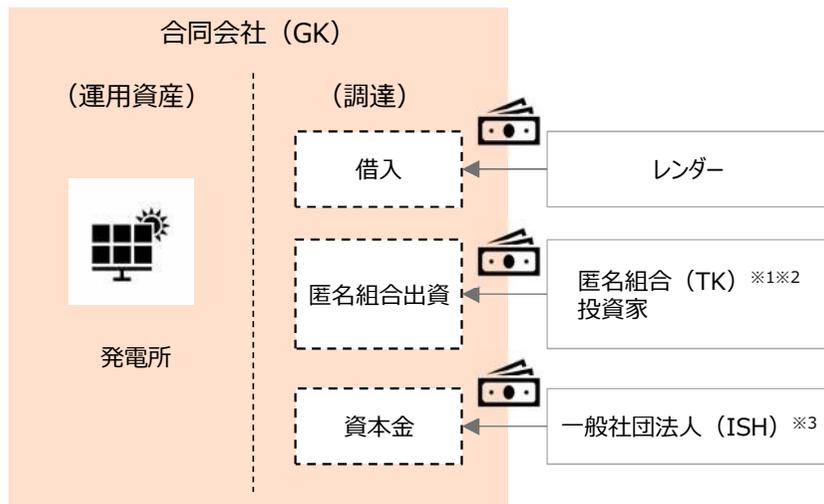


GK-TKスキームの概要

発電所投資においては、GK-TKスキームが良く用いられます。これにより、①倒産隔離、及び②導管性の確保を担保することができます。



※1 匿名組合とは商法に規定され、当事者の一方が相手方（営業者、GK-TK スキームでは合同会社）の営業のために出資をして、その営業によって生じた利益を分配することを約する契約を締結することで成立する組合である。投資家は、匿名組合（TK）出資者として投資を行い、営業者が行う電力収入から得られた配当を、匿名組合出資の持分に依りて受ける。

※2 GK-TK スキームにおいては、匿名組合（TK）自体には法人格がないため、課税を受けることはない。また、匿名組合の営業者である合同会社は課税主体であるものの、法人税基本通達において、匿名組合の営業者は匿名組合契約に基づいて匿名組合員に支払う配当を損金算入することが定められている。これによりSPCである合同会社（GK）の課税所得を実質的にゼロとすることで、導管性の確保が図られている。

※3 一般社団法人を合同会社の唯一の社員とし、当該一般社団法人の社員（合同会社の職務執行者となる）を公認会計士等の倒産隔離の目的達成に協力的な第三者のみとする。一般社団法人への基金拠出者に社員の地位を与えない仕組みとすることで、合同会社に特定のファンド関係者の意向が予期せず反映されることを防ぐ。また、同時に合同会社と関係者との資本関係及び人的関係を遮断することで、合同会社の関係者の倒産による影響の排除を行う。合同会社の実施する事業を限定し、従業員の雇用等も厳しく制限することで、第三者の債権者から倒産申立が行われることを防ぐ。予め、レンダー、社員等から、倒産手続の申立てを行わない誓約を受けることにより意図しない合同会社への倒産申立を予防する。

GK-TKスキーム

- 一般的なGK-TKスキームは、上図に示すようなものである。GKは合同会社、TKは匿名組合を指し、匿名組合出資、又は借入・匿名組合出資によって調達した資金により、発電所を取得するスキームです。
- SPCが行う業務を地熱発電事業に限定すると共にSPCの取締役等を独立した第三者とすることで倒産隔離が果たされ、投資家が地熱発電事業投資とは関係のない意図しないリスクを負うことが防がれています。また、GK-TKスキームでエクイティ出資の形態として匿名組合（TK）出資を用いる理由は、主に匿名組合出資者が営業者の事業に関与しないことを前提に、投資家の負担するリスクを出資額の範囲に限定するためです。

(参考) 法人税法基本通達14-1-13 (匿名組合契約に係る損益)

- 法人が匿名組合員である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、現実に利益の分配を受け、又は損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約によりその分配を受け又は負担をすべき部分の金額をその計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、法人が営業者である場合における当該法人の当該事業年度の所得金額の計算に当たっては、匿名組合契約により匿名組合員に分配すべき利益の額又は負担させるべき損失の額を損金の額又は益金の額に算入する（昭55年直法2-15「三十三」、平17年課法2-14「十五」により改正）。



なぜ匿名組合（TK）を用いるのですか。

- ※ 例えば、出資の手段として民法上の任意組合を用いると、前述した導管性の確保の点はクリアされるものの、組合員は無限責任を負うことになってしまいます。なお、匿名組合であっても事業への関与の度合いによって、匿名組合ではなく、任意組合とみなされる可能性があるため、注意が必要です。



なぜ株式会社（KK）でなくて、合同会社（GK）なのか。

- ※ 合同会社は株式会社と異なり、①決算公告の義務が無いなど簡易な運用が可能で維持コストが低いこと、②公証役場での定款認証手続き不要であるなど設立手続きが簡略化されており設立コストが低いこと、③会社更生法の適用がなく担保権への影響が相対的に小さいこと、等の理由があります。